

# 隣り合う土地 売る人も！買う人も！

補助金  
最大 **50** 万円

「狭い」「再建築ができない」など  
単独では流通しにくい土地を  
隣地と一体化して使うことで、  
使われていない土地の有効活用や  
ゆったりとした住まい方を応援するため、  
売買にかかる不動産仲介手数料や登記費用等を補助します。

# 空き地活用応援制度 | 隣地統合型

主な要件 令和6年4月に要件を見直しました

双方からの  
交付申請が必要です

次のいずれかを含む隣地統合であること

□ **狭小地等** 平成30年10月時点で100㎡未満の土地

□ **無接道地** 建築基準法第42条第1項・第2項の「道路」に2m以上接していない土地



詳しくはこちら

隣地統合する土地は次のすべてを満たすこと

□ 原則宅地(通路は除く)

□ 土地どうしが2m以上接している

□ 建物がある場合はその建物も購入する

□ 統合後10年間は一体として利用すること。

ただし、100㎡以上/筆になるように分筆することは可

□ 買主・売主どちらか一方は個人である取引によって統合されること。

対象者	買主	売主
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>不動産仲介手数料</li> <li>所有権移転登記等の費用</li> <li>合筆に必要な測量・明示・登記費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不動産仲介手数料</li> <li>売却に必要な測量・明示・登記費用</li> </ul>
補助金額	最大50万円	最大50万円

この補助  
使えるかな？



すまいるネットに  
相談

交付申請

2025年1月31日まで  
※予算がなくなり次第終了

交付決定通知  
受取



交付決定前に売買や対象事業の契約を結んでしまうと、補助対象とすることができません。  
**必ず契約前に**、時間の余裕を持ってご相談ください。

補助金受取

実績報告

2025年3月31日まで

売買代金や  
登記費用等の支払い

売買や  
登記等の契約

## 例え ば こんな 使 い 方

法人でも  
OK

例1

隣の狭い空き地を購入して、  
駐車場や庭に



例2

無接道地を含む一角を購入して、  
広い戸建を新築



古い家の解体には  
解体補助も使えるかも



最大100万円



問合せ・申請窓口



神戸市すまいるの総合窓口  
**すまいるネット**

☎ 078-647-9933

FAX 078-647-9912

〒653-0042

兵庫県神戸市長田区二葉町5-1-1 アスタくにつか5番館2階

受付時間 10:00~17:00(水曜・日曜・祝日を除く)

HPはコチラ

すまいるネット 神戸

検索

